

| 北 本 市 教 育 委 員 会<br>令 和 元 年 5 月 定 例 会 会 議 録 |  |                |   |         |
|--|--|----------------|---|---------|
| 1 日 時                                      | 令和元年5月23日(木) 午後2時から2時40分まで   |                |   |         |
| 2 場 所                                      | 北本市役所 会議室3-F   |                |   |         |
| 3 教育長の氏名                                   | 清水 隆   |                |   |         |
| 4 出席した委員の氏名                                | 一  | 教育長職務代理者 大保木道子 | 二 | 委員 金井 裕 |
|  | 三  | 委員 安田美詠子       | 四 | 委員      |
| 5 欠席した委員の氏名                                | 鈴木義信   |                |   |         |
| 6 説明のため出席した職員                              | 原口教育部長、磯野副部長兼文化財保護課長、櫻井教育総務課長、坂口学校教育課長、内田学校教育課副課長、平井生涯学習課長   |                |   |         |
| 議案及び報告件名                                   | 議 事 の 大 要  |                |   |         |
| 1 開会の宣言                                    | 清水教育長： 令和元年北本市教育委員会5月定例会を開会する。<br>なお、会議開催に際して、鈴木委員より、会議欠席の届出を受けているので報告する。  |                |   |         |
| 2 会議録の承認について                               | 清水教育長： 平成31年北本市教育委員会4月定例会の議事録について<br>質問、意見、訂正等あるか。<br><br>— 各委員、特に意見なし —<br><br>清水教育長： 会議録は、承認する。  |                |   |         |
| 3 会議録署名委員の指名について                           | 清水教育長： 本日の会議録の署名委員については、5番の久保田委員をお願いする。  |                |   |         |
| 4 議事の取り扱いと非公開案件の発議                         | 清水教育長： 本日の案件は、報告事項が3件、議案が1件であるが、追加提出議案として、教委議案第28号「和解をし、損害賠償の額を定めることについて」及び教委議案第29号「北本市立西小学校学校運営協議会委員の委嘱等について」の2件加えての審議としてよいかお諮りする。<br>また、本日の教委報告第25号及び教委議案第27号並びに追加提出の教委議案第29号については人事に関する案件、同じく追加提出の教委議案第28号については議会に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開審議とすることとしてよいかお諮りする。<br><br>— 全員、異議なしの声 — |                |   |         |

|   |  |
|---|--|
| <p>5 報告事項</p> <p>(1) 教委報告第23号「教育長の決裁処分」</p> | <p>清水教育長： 教委議案第28号から第29号の追加審議及びその他の各案件について、非公開審議とすることに決する。</p> <p>清水教育長： 報告事項の議事に入る。原口教育部長より、報告事項についてお願いします。</p> <p>原口教育部長： 本日の報告事項は、教委報告第23号から第25号までの3件である。教委報告第23号「教育長の決裁処分」から、担当課より報告する。</p> <p>清水教育長： まず、教委報告第23号の1番「僕の私のまちのお仕事発見&amp;体験事業」について、学校教育課より、説明をお願いします。</p> <p>内田学校教育課副課長： (教委報告第23号の1番の説明)</p> <p>清水教育長： 教委報告第23号の1番について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： 2つの実施期間のうち、「県民の日オープンデー」にかかる参加費用の設定額について、当該価格の設定理由やその用途について伺う。</p> <p>内田学校教育課副課長： 収支予算に記載の保険代のほか、今後決定される訪問先によっては、モノづくり体験が予定されることもあるため、材料費等の発生も想定した上で、現段階における価格の程度について見込むものとなる。</p> <p>久保田委員： 大人も楽しめそうな事業と思える。参考として、過去の訪問先等の実績について伺う。</p> <p>内田学校教育課副課長： のちほど、これまでの訪問実績をまとめた資料を提供する。</p> <p>安田委員： 今年の訪問先の全てに関し、未だ決定していないものか確認する。</p> <p>内田学校教育課副課長： 6月の校長会で配付を予定する案内資料を見る限り、未だ決定されていない状況となる。</p> <p style="text-align: center;">— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第23号の1番については、了承する。</p> <p>清水教育長： 続いて、教委報告第23号の2番「K-ONグランプリ」、</p> |
|---|--|

|  |   |
|--|---|
|  | <p>3番「第10回親子グラウンドゴルフ大会」、4番「第19回全日本中学生（男子・女子）ソフトボール大会県予選」、5番「市長杯・体育協会長杯争奪 第36回北本市民剣道祭」について、生涯学習課より、説明をお願いします。</p> <p>平井生涯学習課長：（教委報告第23号の2番から5番までの説明）</p> <p>清水教育長： 教委報告第23号の2番から5番までについて、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： 2番の「K-ONグランプリ」について、申請書とポスターのそれぞれに記載されている開始時刻が異なるため、混乱等が生じぬよう、確認をお願いします。</p> <p>平井生涯学習課長： 了解した。正しい時刻等について申請団体へ確認する。</p> <p>— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第23号の2番から5番については、了承する。</p> <p>(2) 教委報告第24号「要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について」</p> <p>清水教育長： 続いて、教委報告第24号「要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について」、学校教育課より、説明をお願いします。</p> <p>坂口学校教育課長：（教委報告第24号の説明）</p> <p>清水教育長： 教委報告第24号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委報告第24号については、了承する。</p> <p>6 非公開審議</p> <p>清水教育長： 非公開審議に入る。議案に関係のない職員の退席を求める。</p> <p>(3) 教委報告第25号「北本市立堀の内集会所運営委員会委員の委嘱について」</p> <p>清水教育長： それでは、教委報告第25号「北本市立堀の内集会所運営委員会委員の委嘱について」、生涯学習課より、説明をお願いします。</p> <p>平井生涯学習課長：（教委報告第25号の説明）</p> <p>清水教育長： 教委報告第25号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> |
|--|---|

|  |  |
|--|--|
|  | <p>清水教育長： 教委報告第25号については、了承する。</p>  |
| <p>(4) 教委議案第27号「学校協議会委員・外部評価委員の委嘱について」</p> | <p>清水教育長： 続いて、教委議案第27号「学校協議会委員・外部評価委員の委嘱について」、学校教育課より、説明をお願いする。</p> <p>坂口学校教育課長： (教委議案第27号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第27号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第27号については、可決する。</p>  |
| <p>(5) 教委議案第28号「和解をし、損害賠償の額を定めることについて」</p> | <p>清水教育長： 続いて、教委議案第28号「和解をし、損害賠償の額を定めることについて」、学校教育課より、説明をお願いする。</p> <p>坂口学校教育課長： (教委議案第28号の説明)</p> <p>清水教育長： 教委議案第28号について、質疑はあるか。</p> <p>大保木委員： 事故発生時から今日まで相当の年数を重ねているが、このタイミングで物事が動き出した経緯等について伺う。</p> <p>坂口学校教育課長： 事故発生から直ぐに治療を行ってきたが、身体の成長過程であったことから、症状が固定されるまで通院を続け、年月を要するものとなった。</p> <p style="padding-left: 2em;">現在は成人となり、症状固定となったことから、今回の和解に向けて物事が動き出したものとなる。</p> <p>大保木委員： 賠償額の支払いについて、市が全てを負担するものか。</p> <p>坂口学校教育課長： 全国市長会の保険に加入しているため、当該保険を使って支払うこととなる。</p> <p>大保木委員： 市の会計から直接支払う部分はないものの、賠償額を決定するため、市議会へ上程し、審議するというところで理解してよいか。</p> <p>坂口学校教育課長： お見込みのとおりである。</p> <p>大保木委員： この事件に関する進捗状況等について、これまで報告がなかったのは何故か。</p> |

坂口学校教育課長： 症状が固定するまで通院を続けており、固定・和解のタイミングの見通しも立たなかったことから、ある程度の確定情報が得られるまでは、報告できなかったものとなる。

清水教育長： これまでも、家族や保険業者と頻繁に連絡・調整を重ねてきたが、デリケートな案件であり、症状が固定されるまでは、いわゆる「経過観察」の状態が続く状況であった。しかし、丁寧に対応を重ねてきたことと、症状固定となったこのタイミングで、双方合意・和解するものとして、物事が進むこととなった。

金井委員： 今日までの通院費用の負担に関して、どのような取り扱いとなっていたものか確認する。

坂口学校教育課長： 学校の管理下で起きた怪我のため、日本スポーツ振興センターの給付制度を併用して、対応してきたものとなる。

大保木委員： 今回の賠償額算定の内訳について確認する。

坂口学校教育課長： これまでの通院費、治療費、治療に伴う消耗品費といったものの総額に慰謝料を加え、お示しする賠償額となるものである。

久保田委員： 当該事故は、授業中に発生したものか確認する。

坂口学校教育課長： 総合的な学習として、外部の方を招いての授業中に発生したものとなる。

久保田委員： 今後、こうした事故が発生した場合、直ぐに教育委員会へ状況報告はなされるものか。

坂口学校教育課長： 直ぐに状況報告を行う。

— 他に意見なし —

清水教育長： 教委議案第28号については、可決する。

(6) 教委議案第29号「北本市立西小学校学校運営協議会委員の委嘱等について」

清水教育長： 続いて、教委議案第29号「北本市立西小学校学校運営協議会委員の委嘱等について」、学校教育課より、説明をお願いする。

坂口学校教育課長： (教委議案第29号の説明)

清水教育長： 教委議案第29号について、質疑はあるか。

大保木委員： 当該協議会について、設置要綱第3条第1号の中で、「教育目標及び学校経営方針に関すること」を協議する旨定めているが、その協議方法のイメージについて伺う。

坂口学校教育課長： 学校長が、学校・子供達・地域の各実態を踏まえた上で、教育目標及び学校経営方針を定め、その内容を当該協議会でお諮りし、様々な御意見をいただいた上で、承認をいただく流れをイメージしている。

清水教育長： 地教行法や関係資料を基に、今回の設置要綱と協議事項を定めるものだが、その意味合いとしては、学校の教育目標及び学校経営方針をより周知していただくことが目的と考えている。

金井委員： 今回のコミュニティスクールのモデル事業では、従来の「学校協議会」に代わるものとして、この「学校運営協議会」を設置するものとなるが、もう一つの「外部評価委員」の取り扱いに関しては、今後どのようなようになるものか確認する。

坂口学校教育課長： 本年度は、あくまでモデル校実施となるため、「外部評価委員」に関しては、従来通り設置・委員委嘱を行い、機能するものとなる。

但し、本年度の研究結果から、「外部評価委員」の役割に関しても、「学校運営協議会」に取り込むことがベターと認められる場合は、その方向にシフトすることも考えられたため、しっかりと研究を重ねていきたい。

金井委員： そうなることとなった場合、運営と評価を同一人物が行うことは望ましくないと考えられる。

外部評価の意味合いを踏まえ、内部の者だけで物事が進まぬよう、人物の選定には留意する必要がある。

例えば、対象校の学区外の方を選任するなど、人選の工夫を行うとよいと思われる。

坂口学校教育課長： 貴重な助言に感謝する。本年度の実施状況をしっかりと捕捉しながら、いただいた意見の反映も含め、今後の取組・方向性に関して研究を続けていく。

清水教育長： 事務局は学校と密に連携しながら、当該モデル事業を進め、次年度以降の運営に関する研究・意見整理を行うようお願いする。

|         |  |
|---------|--|
| 7 閉会の宣言 | <p style="text-align: center;">— 他に意見なし —</p> <p>清水教育長： 教委議案第29号については、可決する。</p> <p>清水教育長： 以上をもって、北本市教育委員会5月定例会を閉会する。</p>         |
|         | <p>北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。</p> <p>令和元年 6 月 13 日</p> <p>教育長 <u>清水 隆</u></p> <p>署名委員 <u>久井田 真正</u></p> <p>書記 <u>山本 一真</u></p> |